

明和町の就学前保育・教育のあり方について  
中間答申書

平成 23 年 10 月 18 日

明和町就学前保育・教育検討委員会

## I はじめに

本委員会は、明和町の就学前保育・教育のあり方について検討するため、平成23年4月、「明和町就学前保育・教育検討委員会」として設置され、諮問を受けた。

本委員会では、提示されたあらゆる課題についての審議を重ね、今後の就学前保育・教育のあり方について具体的な施策に生かされるよう、経過報告を中間答申書として取りまとめた。

## II 背景と課題

時代と共に地域・社会は近年大きく変化した。核家族化・少子化の進展、女性の家庭外労働の増加、地域共同体意識の変容、第一次産業への就労減・商工業の発展による働き方の変化等があげられる。明和町においては特定地域の施設の劣化や児童数の減少による幼稚園の少人数化、あるいは低年齢児童の保育需要の高まりなどがみられるようになった。将来を見越した対応が求められる。

先の東日本大震災では東北地方太平洋岸は津波によって甚大な被害がもたらされた。地震・津波は伊勢湾に面する明和町においても人命に関わる重大な問題である。沿岸部の保育所・幼稚園で生活する子どもの安全性の確保を最優先する必要がある。

国は「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」を平成22年6月に取りまとめ、以後3つのワーキングチームに分かれ、検討を重ねてきた。就学前保育・教育のあり方に関連しては、二元行政の解消、財政の一本化、幼保の一体化をめざすことなどが盛り込まれている。明和町においてはこうした国の動向を視野に入れつつ、すべての子どもの健やかな育ちと、結婚・出産・子育ての希望がかなう社会を実現するため、10年先、20年先を見越した就学前保育・教育への展望をもつ必要がある。

これらの現状を踏まえて、本委員会で考慮すべき課題を次の5点とした。

### 1. 安心、安全の就学前保育・教育施設

地震・津波対策上安心できる環境にある施設

児童福祉施設最低基準・幼稚園設置基準等の法令を十分に満たす施設

### 2. 適正規模の就学前保育・教育施設の配置

集団保育の成果が期待できる規模の施設

児童数の減少傾向と乳児を中心とした保育需要の高まりを踏まえた将来構想

### 3. 地域コミュニティと連携のとれた就学前保育・教育施設

地域の乳幼児とその保護者が集うことのできる地域に開かれた施設

子ども・保護者のニーズに応える子育て支援事業の実施

4. 国が示す「子ども・子育て新システム」に合致する就学前保育・教育施設  
幼保一体化運営に対応した施設への新築・改築  
「就学前保育・教育」行政担当（窓口）の統合

5. 就学前保育・教育の一層の充実

職員の一体化保育へ向けた意識の共有化と専門性の向上のための体制づくり  
一体化保育カリキュラムの検討、特別支援保育システム強化等への取り組み

Ⅲ 今後のあり方について

1. 適正規模の児童数を収容する施設配置

集団保育・教育の効果が期待できるためには、ある程度の児童数が必要である。年齢によっても異なるが、例えば3・4・5歳児は各30人程度を想定し、それに0・1・2歳児が加わって、全体として120人規模の園が適切と考える。地域によって異なる児童数、保育需要量を加味すれば、100～150人規模の園を想定するのが妥当である。園の規模は大きすぎても、小さすぎても保育・教育に課題が生じる。また、園運営上の課題も出てくると思われる。

2. 3歳未満児の保育への配慮

近年、保育を必要とする3歳未満児の保育への需要が高まっている。明和町においては、平成22年度に私立保育所の開設があって、保育を必要とする児童の待機問題はいったん解決をみた。しかし、再び3歳未満児の保育への需要が増加する傾向にある。幼稚園のみが立地する上御糸地区、明星地区、修正地区において、今後総合施設（仮称）へ切り替えることによって、保育を必要とする3歳未満児も受け入れることができるようになる。総合施設（仮称）化することによって待機児童の問題は解消する方向へ向かう。なお、3歳未満児の保育の実施に当たっては、特に養護面（生命の安全、情緒の安定）への十分な配慮がなされる保育の環境づくりに心がけなければならない。

3. 「子ども・子育て新システム検討会議」が示す方向に合致する施設への移行

国は、「子ども・子育て新システム検討会議」で保幼二重行政を解消し、財政を一本化することを打ち出した。現行の保育所・幼稚園を総合施設（仮称）へ誘導することを明確に示した。明和町においても保育所、幼稚園を順次総合施設（仮称）へ移行する計画を立てる必要がある。

4. 保・幼両機能を併せ持つ一つの総合施設（仮称）を配置

特に、施設劣化の問題に加え園児数の減少が顕著な暁幼稚園については、現状にお

いて再開園は困難な状況にあることから、地域のつながりが深い曙幼稚園と統合し、一つの総合施設（仮称）として再配置する方向で検討することが望ましい。

## 5. 沿岸に位置する園に対する津波対策

総合施設（仮称）は、未来ある子どもが安心して過ごすことのできる場でなくてはならない。また、地域の安全なセンターとしての役割を担うことも必要である。そのためには、子どもや住民の生命が守られる環境に配置されなければならない。沿岸部に位置するなりひら保育所、双葉幼稚園では、早急に抜本的な津波対策を講じ、安全な環境で保育・教育を行うことができるようにされたい。

## 6. 特別支援保育の充実

特別支援保育は、明和町においても取り組みが強化されているが、町としての支援体制を一層充実されたい。各総合施設（仮称）で統合保育を基本としつつ、より専門性の高い療育・支援が得られる体制をつくり、対象となる児童を就学前保育・教育から小中学校へ確実に引き継ぐように努められたい。

## 7. 実施に向けた取り組み

明和町において現行の保・幼施設を総合施設（仮称）に移行するに当たっては、一体化保育・運営の取り組みを一部先行して試行することによって、様々に生じる課題を乗り越えることが可能となる。新システム実施のための「一体化モデル園」を適切な地に配置して、子どもの生活や遊びの統合、一体化カリキュラムの実施、一体化運営の実施、保護者理解の促進と組織の一体化、地域子育て支援への取り組み、行政窓口の統合による事務手続きの一元化、保幼職員研修の実施等を行い、本格的な総合施設（仮称）化に備えることが望ましい。

また、明和町として向こう10年程度の見通しの中で、総合施設（仮称）配置の期限を明らかにした実施計画を本提言に沿って示されることを期待する。

以上、提言する。

平成23年10月18日

明和町就学前保育・教育検討委員会 委員長 田口 鉄久

## 最終答申に向けた主な論点と検討課題

中間答申書で新システムに適合した「幼保一体化モデル園」の取り組みを具体的に提言した明星地区（明星校区・修正校区）以外の地区の幼稚園・保育所に関わる編成・方針及び施設配置の主な論点と検討課題について

- I 地震・津波災害による防災面からの安全性の確保（安全が確保された施設）
- II 子どもたちの成長・発達を促すための適正な保育・教育の規模の確保
- III 地域コミュニティー（地域的なつながり）を構築するという観点（地域連合という考え方の構築）

1. 沿岸部に位置する「なりひら保育所」「双葉幼稚園」に対する考え方《I》  
（経過）
  - ・なりひら保育所は、大淀小学校移転時に同一敷地内に移転。
  - ・双葉幼稚園は、国道23号が防波堤の役割を担うことを期待して、より安全な場所へ移転。
2. 「ささふえ保育所」を総合施設（仮称）に再編することの検討《I、II、III》  
（経過）
  - ・ささふえ保育所と旭ヶ丘幼稚園の統合。
  - ・双葉幼稚園との統合の可能性への模索。
3. 斎宮地区に関する検討《II、III》  
（経過）
  - ・「みどり保育所」「斎宮幼稚園」「私立明和ゆたか保育園」の役割を検討するとともに、将来的に「みどり保育所」と「斎宮幼稚園」を1つの総合施設（仮称）として再編成することの可能性について検討。
4. 総合施設（仮称）として、保育、養護、学校教育、地域子育て支援センターとしての役割を担うための施設としての構築

## 明和町就学前保育・教育検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 内閣府の幼稚園と保育所を統一する幼保一体化構想に基づき、明和町の就学前保育・教育のあり方について必要な事項を検討するため、明和町就学前保育・教育検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、教育長の諮問に応じ、次に掲げる事項を検討し、その結果を答申する。

- (1) 就学前保育・教育のあり方に関すること。
- (2) その他委員会の目的達成のために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織し、次にあげる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保育所、幼稚園長
- (3) 町民
- (4) その他教育長が必要と認めた者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から答申終了の日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

## 明和町就学前保育・教育検討委員会の会議経過

	開催日時	協議事項等
第1回	5月23日 10時～12時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委任状交付</li> <li>・正副委員長選出</li> <li>・諮問について（内容説明）</li> <li>・明和町の就学前保育・教育の現状について</li> </ul>
第2回	6月24日 10時～12時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暁幼稚園保護者の意向と今後の展開について</li> <li>・子ども・子育て新システムについて</li> <li>・明和町全体の幼稚園・保育所の現状について</li> </ul>
第3回	7月29日 10時～12時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園・保育所に係る災害対策について</li> <li>・子ども・子育て新システムについて</li> <li>・明和町の幼稚園・保育所のあり方について</li> </ul>
第4回	8月24日 10時～12時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園・保育所の編成、方針について</li> <li>・施設配置について</li> <li>・答申について</li> </ul>

## 協議資料（事務局から提出された資料）一覧

- 第1回 資料1 幼稚園・保育所の就園状況  
資料2 保育所別の入所決定状況（資料1の内訳）  
資料3 幼稚園別児童数一覧（資料1の内訳）
- 第2回 資料1 委員長メモ  
資料2 第1回議事録  
資料3 暁幼稚園園児数関係資料  
資料4 就学前児童の保護者に関する調査結果について（写し）  
資料5 子ども・子育て新システムについて（平成23年6月基本制度ワーキングチーム）
- 第3回 資料1 委員長メモ  
資料2 第2回議事録  
資料3 災害対応に関わる資料及び防災マップ  
資料4 新システムに関する新聞記事（7月7日日本経済新聞）  
資料5 子ども・子育て新システムについて（平成23年7月基本制度ワーキングチーム）  
資料6 基本制度案要綱と中間とりまとめ案の対照表（平成23年7月基本制度ワーキングチーム）
- 第4回 資料1 委員長メモ  
資料2 第3回議事録  
資料3 明和町全図（幼稚園・保育所の位置と園児数）  
資料4 0歳児～5歳児人口推計（第5次総合計画資料）  
資料5 中間答申書（案）